

特別寄稿

公文書館機能ガイドブックを読んで

国立公文書館長 加藤 丈夫

この度、全史料協の調査・研究委員会が作成した「公文書館機能ガイドブック」は誠に時宜を得た企画であり、いま公文書館の仕事に携わっている人たちはもちろん、これから公文書館の設置・充実に取り組む人たちにとって、この上ない参考資料であると思います。改めてこの編纂に取り組まれた委員会の皆さんの見識と熱意に心から敬意を表します。

公文書館の機能

第2章で紹介されている全国各地の公文書館の整備事例を見ると、それぞれの施設が歴史的な経過の中で行政と住民のニーズに応えるユニークな機能整備に努力されていることが良く分かります。

このガイドブックでは、公文書館の定義を「自治体で作った公文書等を引き継いで後世にしっかり残すとともに、情報公開制度よりももっと簡便な方法で人々に閲覧利用してもらう施設」としており、私もこれに異論はないのですが、現実の問題としてわが国の公文書館は公文書以外の歴史的な地域資料も豊富に収蔵して、地域の人々にはいわゆる「総合的な歴史資料館」として理解され、親しまれている施設が多いように思います。

国立公文書館の例で言えば、現在の所蔵文書は約137万冊で、このうち日本国憲法や終戦の詔書、法律・政令・条約の公布原本などのいわゆる公文書が約87万冊、徳川幕府の紅葉山文庫に所蔵されていた古書・古文書などが約50万冊あり、この全体の保存と利用が国立公文書館の活動となっています。

私はこうした現状を踏まえて、わが国の公



加藤国立公文書館長

文書館には、①国や自治体のガバナンスの検証と②住民としてのアイデンティティの確認という二つの機能があると考えています。すなわち、①は法律や条例など住民の暮らしに影響を及ぼす社会の決まりについて、その内容とそれが成立した経過を後の世代の人たちがしっかり検証できる仕組みであり、それが民主主義を支えることにつながるということです。②は先人の遺した貴重な資料から国や地域の優れた文化や伝統を理解することであり、それが国民としてのあるいは地域住民としての誇りや自信につながるということです。

ただ、この二つは明確に区別されているわけではなく、一つの資料で①と②双方の機能を持っているものがあることは言うまでもありません。

そして公文書館は、所蔵資料が国や自治体のガバナンスに関わるものが中心である



電子版 公文書館機能ガイドブック*
—地域の記録を次世代につなぐために—

ことが博物館と異なり、原本が中心であることが一般刊行物を納める図書館と異なる点だと思えます。

現在わが国の公文書館は、設立の経過などから博物館や図書館の機能を兼ね備えているところが多いし、それに携わる人たちも博物館や図書館の仕事の専門家が多いのですが、このガイドブックは“公文書館の役割”を明確に定義づけ、それを果たすために必要な仕事の内容を詳しく解説していることが注目されます。

アーキビストの育成

公文書館は英語のアーカイブス (archives) を日本語に訳したものですが、その運営に携わる人—アーキビスト (archivist) には博物館・美術館の学芸員や図書館の司書のような一般に通用する適切な日本語がありません。

私はアーキビストに当てはまる日本語がないことが、その定義を曖昧にして、何をする人であるかが明確でない原因であるような気がしています。

もちろん、アーキビストの役割については

さまざまな場で検討されており、アーキビスト育成の専門講座を設けている大学もありますが、これからは関係者の知恵を集めて国内に共通するアーキビストの定義を定め、それにふさわしい日本名を決める必要があるのではないのでしょうか。

国立公文書館も例外ではありませんが、現在わが国の公文書館ではどこも公文書管理の専門家の不足が大きな問題になっています。一方では教育関係者から「アーキビストを育成しても就職先が限定されているのでこの分野を志望する学生が集まらない」という声を聞くのですが、これにはアーキビストについて国家レベルの資格制度がないことを含め、その専門性が社会的に認められていないことに大きな理由があるように思います。

その点について、このガイドブックでは第1章の「公文書館機能整備の基本事項」の中で、担当者が行う仕事の内容が具体的に分かりやすく説明されていますが、これを職務基準書にまとめればアーキビストの要件としての能力・知識・経験が明確になるでしょうし、これを通じてアーキビストの育成に必要な教育のテーマも具体的に設定できるのではないのでしょうか。

記録の公開と活用

2011年に施行された「公文書管理法」によって、国の文書に関する作成→管理→(公文書館への)移管→保存→公開のルールが定まりました。

それぞれの自治体における文書管理もほぼこれに沿った運営が行われるようになっていますが、第2章で紹介されているように、全国の公文書館はどこもカネとヒトの不足に苦勞しており、この一つひとつのステップを確実にクリアーすることの難しさを痛感させられます。

こうした課題に取り組むに当たって、私は

視点を変えて、公開→保存→移管→管理→作成の流れで考えるべきだと考えています。

要は、利用者である国民・住民が、①どのような資料を、②どのような方法で、③どのような場所で入手するのが最も便利で役に立つかを起点に考えるということです。

近年は変わりつつあると言われますが、今でも公文書の保存と公開については利用者サイドの要望より行政サイドの都合によって決まることが多いのは事実だし、それを変えていくには私を含めて公文書管理の現場を預かる立場の人たちがどちらを向いて仕事をしていくのか、その姿勢の決め方が大切だと思います。そして、それが明確になれば、各公文書館が取り組む課題の優先順位も決まってくるし、ヒトやカネがもっと効率的に使われるようになるに違いありません。

おそらくこうした取り組みのゴールは、ガイドブックが第3章に示している「公文書館機能自己点検・評価指標」のゴールドモデルと一致することになるでしょうが、そこに到る過程では「視点を変える」ことが大切だと考えています。

展示とレファレンス

公文書館の本来の機能は、博物館や美術館のように所蔵物を展示して一般の人たちが自由に見学できるようにすることより、一定の問題に関心を持つ研究者や市民が必要とする資料をいつでも閲覧できるように準備し、場合によっては館の専門家がその調査の手助けをすることだと言えるでしょう。

公文書館の施設についても、多くの専門家から「展示室より（資料の）閲覧室の充実を優先すべきだ」という意見があります。

ただ、日本は欧米の先進諸国に比べて、一般の人たちの公文書に関する関心が低く、公文書館の存在そのものが知られていないと言われます。

そうであれば、一般の人たちが関心を持つ

ような展示会などを積極的に開催してできるだけ多くの方が公文書館を訪れる機会を作ること、それによって公文書館がどんな活動をしているか理解してもらうことから取り組む必要があるし、それも公文書館の重要な機能と考えるべきではないでしょうか。

今年の春、国立公文書館ではアメリカのケネディ大統領博物館・図書館と共同で「ケネディ大統領特別展」を開催しましたが、これまでにない多数の4万2千人を超える来館者がありました。展示内容も好評だったのですが、その8割以上の人たちが「公文書館には初めて来て、ここがどんな活動をしているか分かった」という感想を述べていました。

確かにこの特別展以降、来館者は増え続けているのですが、「公文書館を身近に感じる」という点では大きな成果があったと思います。

先年、アメリカやフランスの公文書館を訪問して印象的だったことは館内に小中学生が沢山いて、見学だけでなく教室で公文書に関する話を聞いたりゲームをしている光景でした。

おそらく幼い頃から公文書に親しむという習慣を身につけることが大人になってからの公文書の活用につながるという考えによるのでしょうか、わが国でもこうした地道な活動を積み上げていくことが大切だと思います。

ここでもいくつかの課題を述べたように、わが国立公文書館は未だ発展途上段階にあると言って良いと思いますが、このガイドブックを実際の仕事に活用すると同時に、この刊行を機に関係者の間でこれからの公文書館のあり方について検討が深まることを期待しています。

*『電子版 公文書館機能ガイドブック』は、全史料協ホームページに掲載されています (pdf)。

<http://www.jsai.jp/kanko/guidebook/index.html>